

日本年金機構からの お知らせ

保険年金課

(☎ 372 53311・内線2122)



年金に関する大切な
書類が届きます

〈社会保険料(国民年金保険料) 控除
証明書〉

国民年金保険料は、納付した全額が
所得税と住民税の社会保険料控除の対
象になります。

配偶者や家族の保険料を支払ってい
る場合は、その分も合わせて控除が受
けられます。

年末調整や確定申告のときに必要で
す。領収書などと一緒に、大切に保管
してください。

送付時期 11月中旬

*10月1日以降に、今年初めて国民年
金保険料を納付した方には、平成31年
2月に送付されます。

〈平成30年分公的年金等の源泉徴収票〉

平成30年中に支払われた年金の総額
や、年金から差し引いた所得税額など
を知らせるものです。

確定申告のときに原本が必要で
す。大切に保管してください。

対象 老齢年金を受給している方

送付時期 平成31年1月末

*障害年金・遺族年金は非課税のため、
源泉徴収票は送付されません。

このようときは
手続きが必要です

◆年金を受け取る金融機関を変える
「年金受給権者受取機関変更届」を提
出してください。

◆年金証書を紛失した・汚した
「年金証書再交付申請書」を提出し、
再交付を受けてください。

提出先 新さつぽろ年金事務所
*変更届・申請書は、保険年金課や各
出張所にもあります。

委託しています
保険料収納業務

日本年金機構では、保険料の納付が
確認できない場合、委託業者が電話や
文書、戸別訪問で、納付や免除申請手
続きなどの案内をしています。

市内は(株)アイヴィジットが担当して
います。

問い合わせ先

新さつぽろ年金事務所
(札幌市厚別区厚別中央
2条6丁目4-30
☎ 892 59313)

11月30日は

年金の日です!

年金記録や年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみま
せんか。所得が少なく保険料の納付が困難な場合、未納にするのではなく保
険料免除申請を行い、承認されれば納付が免除されます。

また、ねんきんネットを利用すると、いつでも自分の年
金記録が確認でき、将来の年金受給見込額について、さま
ざまなパターンの試算をすることができます。

ねんきんネットは、日本年金機構のホームページからご
覧ください。

